

現代社会における「責任の不発化」とその処方箋の検討

— 責任実践の社会学的研究に向けて —

中 森 弘 樹

はじめに

本稿の目的は、現代社会で生じている責任の危機を同定したうえで、既存の規範的な責任論がそのような危機に対処可能であるかどうかを理論的に検討することである。そのうえで、新たな責任論の構築に寄与しうる、社会学的な実証研究の方向性を示すことを目指す。大まかな議論の手順は以下の通りである。まず、1章で本稿における最大公約数的な責任概念の定義を行う。次に、2章で現代社会論を参照することで、現代における「責任の不発化」という問題を提起する。3章では、最も一般的に受け入れられてきた責任の原理、すなわち因果的な責任モデルを批判する議論を紹介し、因果的な責任モデルの限界を示す。そのうえで、4章では従来の責任モデルに代わる社会的責任論の原理を検討することで、その有効性と短所を検討する。最後に、5章ではそれまでの議論を踏まえたうえで、責任の帰属から責任の実践へと研究の主題を転換することを提案する。

1. 責任の定義について

最初に、責任 (responsibility) という言葉の意味を確認したうえで、その概念の定義を行っておくべきであろう。まず、一般的な辞書における責任の項目を確認しておく。『広辞苑 第四版』では、責任の意味は「人が引き受けてなすべき任務」として端的に説明されている。ただし、この定義はあまりに一般的過ぎるがゆえに、引き受けてなすべき任務がどのようなものであるときにそれは責任と呼ばれるのか、またどのような場合に責任が生じるのかについて何も語っていない。よって、この定義のみでは、私たちにとって責任はどのような概念であるのか、また他の概念——たとえば「義務」——とどのように区別されるのかが判然としない。

そこで、もう少し専門性を上げて、学術的な辞典における責任の定義を見てみよう。『現代社会学辞典』において、責任の概念は次のように定義されている。

責任とは、主体が自らの行為の結果を担うことである。行為者が自由な主体であるときのみ責任は成立するのであり、このとき主体は、自らの行為の結果を受けねばならない。
(高谷 2012: 781-2)

この定義では、責任という概念が指し示す「人が引き受けてなすべき任務」が何なのかが明確に説明されている。この定義によれば、行為者が自由な条件の下で何事かの行為をなしたとき、その行為の結果を担うことが、責任という「任務」の内実なのであり、そのような構図全体が責任と呼ばれる。「結果を担う」「結果を引き受ける」とは、さしあたり社会的な道徳やルールに反する行為をした場合に行為者が罰を受けたり、被害者に対して償いをしたりすることを意味しているとみなして差し支えないだろう。ただし、同定義では「行為者が自由な主体であるときのみ責任は成立する」とされており、これはすなわち、当該行為が本人の意志によるものではないとみなされたり、自由な状況ではなく何らかの強制の下で行われたと判断されたりする場合には行為者は責任を問われないことを意味している。たとえば現代社会において禁忌とされている殺人でも、正当防衛とみなされた場合、行為者がその責任を問われないケースが存在する。以上のような責任の捉え方が、少なくとも現代において私たちが一般的に用いている責任の概念の用法とそう離れたものではないことについて、異論はないだろう。

ただし、成田和信（2004）・大庭健（2005）・高谷幸（2012）らが述べるように、行為者が自由な主体であることを責任が成立する条件とみなすことに関しては、古来より決定論との両立可能性をめぐる哲学的議論が行われてきた。仮に決定論的な世界観を採用するのであれば、行為者に行為の選択の余地など存在しないことになり、それゆえ自由な主体であるという責任が成立する条件も成り立たないからである。また、後述するように、自由な主体であることを成立の条件とする責任の捉え方に対しては、現在でも重要な批判が提起されている。

それゆえ、ここではより普遍的な条件で成立する、responsibilityの原義すなわち「応答可能性」に基づく責任概念の定義が存在することも確認しておこう¹⁾。たとえば大庭健は、責任を「互いに応答（リスポンス）が可能だという、間柄の特質」（大庭 2005: 28）として説明している。そして、「個人ないし行為主体に帰せられる責任とは、そうした呼応可能な間柄を維持し、育ててゆく態度に他ならない」（大庭 2005: 28）という²⁾。このような責任の定義は普遍的であるがゆえに、本節の冒頭で見た「人が引き受けてなすべき任務」という責任の定義から、ほとんど何も変わっていないともいえる。しかし、責任の概念が指し示す「任務」が全て何らかの「応答」であるということは、それだけで種々の責任の概念に共通する重要な特徴を示唆している。すなわち、「応答」という概念が応答先となる他者を不可欠に前提としている以上、責任の概念には、原理的に他者性が——あるいは社会性が——含意されているのである。

以上の議論を踏まえて本稿では、責任の概念を暫定的に、「ある出来事に関する他者からの呼びかけに対して、応答すること」という意味で用いてゆくことにしたい³⁾。なお、ここでいうところの「出来事」とは、過去の出来事のみならず、想定される未来の出来事も含む。それゆえ、たとえば「想定される出来事を避けるべき」であるという他者からの呼びかけがあった場合、出来事を避けるための行為を行うことは、呼びかけに応答したと——すなわち責任を果たしたと——みなすことが可能である。このような責任の用法については、第4章以降で検討することになるだろう。

2. 現代における責任の倫理の危機

前節でその意味を確認してきた責任の概念は、現代社会を成立させるうえで必要不可欠な原理の一つである。何らかの出来事が生じたとき、とりわけそれが社会的に望ましくないとされる結果を生んだときに、それについて対処せよという呼びかけに応答する者がいなければ、すなわち、誰かが責任を担わなければ、その結果が処理されることはないはずだからである。このように、ある者が責任を担うことに対する規範的な要請——すなわち、「〇〇が責任を担うべき」という要請——を、以下では「責任の倫理」と呼ぶことにしよう。責任の倫理が有効に機能しているということは、何らかの社会的に望ましくない結果が生じたときに、対処を呼びかける対象が異論なく決定され、またその対象が呼びかけに対して応答しうる——「応答」の内実は、「対処」である場合もあれば、「釈明」である場合もあるかもしれないが——状況にあるということの意味する。しかし、現代社会は、このような意味での責任の倫理が有効に機能しているとは言い難い状況にある。ここでは、大澤真幸（2015）の「責任の不発化」の議論を参照することで、そのような現代における状況を確認しておきたい。

2-1. 責任の不発化

大澤によれば、現代の日本社会では、かつてないほど責任の所在を明確化すべきという圧力が高まっている。そのような傾向を代表しているのが、自己決定権を擁護する「自己決定論」であるという。自己決定論は、ある個人に影響を与える諸結果を、可能なかぎりその個人の選択に帰すことによって、その結果を自らの責任であると自覚しうるような状態を社会的に保証しようとする。このように、さまざまな領域で主張されている自己決定論は、責任の帰属を透明に確保し、個人が責任を引き受けることを促す指向に規定されているという。

しかし大澤によれば、このように責任の宛先を一義的に明確化しようとする指向によって一般的に帰結するのは、責任の押し付け合い、すなわち「帰責ゲーム」であるという。自己決定論はしばしば、自己決定論が期待していたような責任を積極的に引き受ける個人ではなく、逆に「それはあなたの責任だ」と言い続ける個人を生み出してしまう。つまり、責任の所在を明確にしようとするほど、責任は人々の間を循環してしまうという事態が頻繁に生じているというのである。

このような事態に対処する制度として生まれたのが、たとえば保険制度であるという。保険は、ある出来事の責任を加入者全員で背負う（負担する）制度であるが、その際に責任は捉えがたい領域に拡散してしまうことになる。さらに大澤は、この保険制度では負担しきれないような事件がしばしば生じてしまうことがまさに現代社会の特徴であることを強調する。たとえば原発事故のような極限の大惨事では、その責任はもはやどこにも帰すことができない⁴⁾。以上のように、どのような手段で責任を厳格に扱おうとしても、責任は無限に循環し続けたり、どこにも帰属することなく消え去ったりしてしまう。責任がおかれているこのようなジレンマを、大澤は「責任

の不発化」と呼んでいる。

2-2. 「自己責任論」の高まり

ここまでが大澤の議論であるが、以下ではいくつかの点について補足を行っておきたい。

まず、大澤の分析は実際に現代社会論としての妥当性を有しているのであろうか。この点に関して、大澤は、「帰責ゲーム」が生じている社会の典型的な例として、訴訟が頻発する現代のアメリカ社会を挙げている。では、日本国内ではどうだろうか。ここでは日本社会における「責任の不発化」の最たる例として、「自己責任論」の言説の流行を——大澤（2015）では「自己責任」という概念は直接には言及されていないが——挙げておく。

本稿では「自己責任論」を、「何らかの出来事の結果を個人の選択に帰することによって、出来事の責任を当該個人に限定しようとする議論」として定義しておく。吉崎祥司（2014）によれば、日本の財界で「自己責任論」が強調され始めたのは1990年代からであるという⁵⁾。ただし、それが一般的に広く認知されるようになったのは、2004年のイラク日本人質事件からであろう。同事件では、誘拐され人質になった者たちに対して政府がどのように対応すべきかが議論されるにあたって、マスメディアでは「自己責任」の概念がさかんに報道された。

しかし、「自己責任論」はそのような例外的な状況でのみ語られているわけではない。特に中村剛（2010）、吉崎（2014）、湯浅誠（2008）らが問題とするのは、貧困や福祉が議論される際に、「自己責任論」が用いられる機会が増えているという点である。このような「自己責任論」は、責任の所在を個人に限定しようとしている点で、一見すると「帰責ゲーム」とは相反するイデオロギーであるかのように見えるかもしれない。しかし、吉崎によれば、貧困とセットで語られる「自己責任論」には、「失業や不安定雇用、貧困などを『個人の問題』にしてしまい、その責任を当の個人の努力や能力の不足によるものと強弁し、またそう思い込ませることで抗議を封じこめる」（吉崎 2014: 9）ことにその特徴があるという。このような特徴を有する現代の「自己責任論」の構図が、大澤の指摘する自己決定論の問題——責任の宛先を明確にしようとする指向が、責任の押し付け合いに帰結してしまう——と同型であることは明らかであろう。以上のように、大澤が「責任の不発化」と呼ぶ事態は、少なくとも近年の「自己責任論」の流行において見出すことができる⁶⁾。

2-3. 責任の不発化の社会的背景

次に、「責任の不発化」という現代の傾向は、どのような社会的背景に起因しているのであろうか。大澤（2015）は、現代において「責任の不発化」が生じる究極的な原因を「第三者の審級」の失効に求めているが、その際に参照されているのが、U・ベックのリスク社会論である。ベック（Beck 1986=1998）によれば、現代社会において生じている新たなリスクには、計算不可能性、想定される被害の不可逆性、グローバルな越境性といった特徴がある。大澤も指摘していたように、このような破局的なリスクが想定されるとき、従来の責任帰属のモデルが十全に機

能しなくなることは明白であろう⁷⁾。さらに、ベックはリスク社会における責任帰属の困難について、次のように指摘している。

経済、農業、法律、政治などの分野の高度に専門化された近代化過程の舞台に登場する人物たちが相互依存状態にある以上、個々の原因や責任を分離することは難しい。(中略)言い換えれば、高度に細分化された分業体制こそ、すべてにかかわる真犯人なのである。分業体制が常に共犯となっていることが全般的な無責任体制をもたらした。(Beck 1986=1998: 45)

このように、ベックはリスクの責任帰属が困難となっている原因を、後期近代社会における高度な分業体制に求めている。そして、そのような複雑な分業を前提とする「システムの思考」(Beck 1986=1998: 45) は、個人が責任を引き受けることを困難なものとするのである。

また、リスク社会論と並んでベックの社会理論の骨子をなす概念として、「個人化」を挙げることができる。ベック (Beck 1986=1998) によれば、後期近代社会では、個人は伝統的な共同体や紐帯から解き放たれる。このベックの個人化論において、ここで着目すべき一つの帰結は、「人間の人生があらかじめ決められた状態から解き放たれたこと」(Beck 1986=1998: 266) であろう。これはすなわち、「人生の成り行きが個々人の課題として個人の行為に委ねられている」(Beck 1986=1998: 266) ことを意味するので、個人は人生の様々な場面で選択することを「強要」されることになる。このような状況下においては、たとえば大量失業という社会問題も、「個人的運命」として人間に負わされるといふ。この帰結は、先に見た「帰責ゲーム」や「自己責任論」の流行と同様の現象であるとみなしても差し支えないだろう。以上のように、「責任の不発化」は、「リスク社会」や「個人化」といった現代社会の傾向と関連付けて分析することが可能なのである。

本章でこれまで展開してきた議論は、「責任の不発化」が、現代社会と密接に関係した現象であることを示唆するものであるといえよう。これはすなわち、責任の倫理が、現代においてまさに危機に瀕していることを意味する。本章の冒頭で、責任の概念は、現代社会を成立させるうえで必要不可欠な原理の一つであることを述べておいた。そうであるならば、責任の倫理の危機は、私たちにとって対処すべき喫緊の課題の一つということになるだろう。では、「責任の不発化」はいかにして乗り越えることが可能なのだろうか。そして、そのためにあるべき責任の倫理とは、いかなるものでありうるのか。以下では、この点について考察してゆきたい。

3. 責任の「行為—因果モデル」に対する批判

前節で述べたように、私たちの最終的な目標は、「責任の不発化」を乗り越えることにある。そのためには、まずは私たちがアプローチ可能であるような、「責任の不発化」が起こっている

要因をターゲットとして見定めておく必要があるだろう。この点に関して、前節では「責任の不発化」が現代社会の傾向と関連して生じていることを指摘しておいた。その意味で、「責任の不発化」は極めて「現代的な」現象であるといえるのであるが、しかし、責任の機能不全自体は現代においてのみ生じてきたわけではない。たとえば丸山眞男（1964）が挙げた戦前の日本の「無責任の体系」の数々の事例は、私たちが責任を担うことがいかに困難であるのかを示す一つの歴史的事例であるとみなすことができるだろう。このような通時的な責任の困難を踏まえると、そもそも私たちが一般的に受け入れている責任の原理そのものに問題がないかどうかを検討する必要が生じてくるのではないだろうか。より厳密に言えば、1章で紹介した責任の原理、すなわち「行為者が自由な主体であるときにのみ責任は成立するのであり、このとき主体は、自らの行為の結果を引き受けねばならない」という原理は、私たちが責任について下している判断——責任の帰属や、引き受けなど——の全てを説明し尽せているのだろうか。なお、上記の原理に基づく責任の説明図式を、以下では「行為-因果モデル」と呼ぶことにする。この責任の「行為-因果モデル」については、先述したように以前より多くの批判や論争が行われてきたが、ここでは本稿にとって特に重要であると思われる、北田暁大（2003）と小坂井晶（2008）の議論を挙げて検討しておこう。

3-1. 構成主義的な責任帰属理論

まず、北田（2003）は社会学の行為理論から、ハーバーマスに代表される「同定理論」と、ルーマンに代表される「構成主義的な行為理論」の二つの視座を取り出し、両者の対比を行う。前者の同定理論は、行為単位のアプリオリな自己同一性を前提としているので、ある行為がどのような行為であるのかは行為者の意図や社会規範によって確定できるものとして捉える。それに対して、後者の構成主義的な行為理論は、行為をコミュニケーションにおいて構成される観察対象として扱うので、ある行為がどのような行為であるのかは、行為者と行為を解釈する観察者とのたえざる折衝プロセスのなかで事後的に構成されるものとして捉える。そして北田によれば、前者の同定理論よりも後者の構成主義的な行為理論の方が、行為理論としては普遍的たりえるという。

たとえば、私たちは人を傷つける意図がなくても、「人を傷つける」という行為をなしえる。構成主義的な行為理論では、この行為における意図の不在——人を傷つける意図がなかった——と出来事存在——人を傷つけた——を、同一の行為についての二つの記述であると説明することができる⁸⁾。北田によれば、「行為とは観察者の uptake においてはじめて出来事として特定化されるのであって、行為者が当該行為を遂行しようとする意図の不在は、コミュニケーションにおけるその行為の不在を意味しない」（北田 2003: 29）。このように、構成主義的な行為理論では、観察者によって uptake（読み取り）されさえすれば、出来事は行為として成立することになる。

さて、北田によれば、このように構成主義的な行為理論の分析上の優位を認めるのであれば、

同様に行為の責任についても構成主義的な立場を取る必要があるという。行為の責任について構成主義的な立場を取るということは、すなわち、「行為者の意図（や計画など）をもとに行為の責任を確定しようとする行為者中心主義」（北田 2003: 35）ならびに「コミュニケーションの《現場》から離れて行為の責任を特定化しようとする行為理論の非時間性」（北田 2003: 35）に対しても批判的な立場を取るということの意味する。そして、構成主義的な責任論では、行為主体の意図如何にかかわらず、何らかの行為に対する記述が行われると当該行為者に責任が発生し、その責任は第三者的な立場から勝手に棄却されてはならないということになる。

北田によれば、責任に対してこのような構成主義的立場を取ることは、「世界のなかから特定の出来事を殊更にとり出し、それをある行為者の有責行為として記述＝異議申し立てする観察者のポジションを後方支援しうる可能性を持つ」（北田 2003: 55）という。たとえば、工場排水によって近隣住民に被害を与えた企業に対して、その企業に近隣住民に被害を与える意図がなかったとしても、被害者たちが企業に対して責任を問うことを、構成主義的な責任論は妥当なものとして承認することができる。ただし、北田によれば、このような構成主義的な責任論は、責任が帰属される過程についての説明理論としては普遍的たりえても、規範的主張を行うための倫理としては不十分であるという。というのも、行為の記述がなされただけで行為者に当該行為の責任が発生することを認めるということは、「責任のインフレ」（北田 2003: 64）を不可避に生じさせるからである⁹⁾。よって、構成主義的な責任論が規範理論たりえるためには、「責任のインフレ」を収束させるための補助原理、すなわち責任の有無を区別する道徳原理が必要となる。

さて、本稿にとって北田の議論が示唆するところは、以下の点である。まず、責任の「行為－因果モデル」の原理における、「行為の結果」や「行為主体」、「行為者が自由な主体であったか」などの要素はアプリアリに確定できるものではなく、実際には絶えざるコミュニケーションによる解釈と折衷の結果として決定されている。しかし、このような「行為－因果モデル」の陥穽を踏まえ、構成主義的な責任論を倫理として採用すると、「責任のインフレ」がやはり不可避に生じてしまう——この「責任のインフレ」が、少なくとも結果だけ見れば本稿が問題とする「帰責ゲーム」や「責任の不発化」とそう遠くない事態を指していることは明らかであろう。それはまさに、「どこにでも責任があるがゆえにどこにでも責任がない、無責任の体系と呼ばれるにふさわしい」（北田 2003: 64）状態だからである。

3-2. 秩序回復の儀式としての責任帰属

次に、小坂井敏晶の議論を見ていこう。彼の展開する「行為－因果モデル」への批判は、より直接的でラディカルなものとなっている。まず、小坂井（2008）は自由意志を原因として行為が生ずるから責任を負うという、「行為－因果モデル」の図式を否定する立場をとる。小坂井によれば、因果律による発想、すなわちある主体の自由意志に基づいた行為が原因で結果が生じたので、その結果の責任を当該主体が追うという発想では、私たちが行う責任の帰属過程は決して説明されえない。この因果律とは別の原理によって責任が問われることの典型例が、「集団責任」

の概念であるという¹⁰⁾。たとえば日本人は、現在でも過去の戦争について被害国から責任を負うように求められている。しかし、現代の日本人にとって、日本という国家の、しかも自らが生まれる前の戦争行為に、自らの行為が関わっていないことは明白であろう。よって、少なくとも単純な「行為－因果モデル」では、集団責任が生じる過程を説明することはできない¹¹⁾。

では、「行為－因果モデル」とは異なる、責任の帰属メカニズムとはどのようなものなのだろうか。小坂井によれば、「殺人事件が生じた時、『どのような物理的過程を経て被害者は死に至ったのか』と我々は問うのではない。『いったい誰が悪いのか、この殺人の責任は誰が負うのか』と怒りをぶちまけ、悲しみに沈むのだ」(小坂井 2008: 147)。そして、小坂井はP・フォーコネ(Fauconnet [1920] 1928)の責任論を参照しつつ、責任を問うこと——罰を与えること——は、このような怒りや悲しみといった感情を鎮め、社会秩序を回復させるための儀式であると指摘する。そして、責任を問うためには行為・出来事の原因を個人に帰属させる必要があるが、その際に行為者が責任を問われることが多いのも、「犯罪事件が把握される過程において行為者が一番目立つからにすぎない」(小坂井 2008: 192)という。以上の小坂井の議論は、責任の所在が自然因果律ではなく社会によって規定されていると捉えている点で、広い意味での構成主義的な責任論の一種であるとみなすことが可能だろう。

3-3. オルタナティブな責任の原理へ

北田(2003)と小坂井(2008)の議論は、私たちが行っている責任帰属の過程が、一般的に受け入れられている「行為－因果モデル」では説明しきれないことを示している。これはすなわち、「行為－因果モデル」が現状では不徹底であるのか、もしくはそもそも原理として不十分であるかのいずれかを意味するだろう。ただし、構成主義的な責任論は、現に行われている責任帰属の過程を記述することはできても、その問題をいかに乗り越える「べき」であるのかについては直接語ることはできない。特に、構成主義的な責任論をそのまま倫理として採用しても「責任のインフレ」を免れえないことは、先述したとおりである。

では、原理的な水準で「責任の不発化」に対処するとしたら、いかなる方策がありうるのか。まず考えられるのは、「行為－因果モデル」をより徹底することであろう。つまり、因果関係によって出来事の因果関係を厳密に特定し、それに基づく責任帰属を徹底すること、またそのための技術やルールを洗練化させてゆくという方途である。ただし、背進しようと思えば無限に遡ることができる因果関係のなかで、責任の帰属先となりうるような行為を一義的に定めることが困難であることは、小坂井(2003)が丁寧に示している通りである¹²⁾。それでもなお、「行為－因果モデル」を貫徹しうる可能性があるとしたら、それは刑事法学や犯罪心理学に委ねられるべきであろう。

よって、本稿ではもう一つの方途、すなわち「行為－因果モデル」に代わるオルタナティブな原理の可能性を検討することを選びたい。ただし、かつての一神教における神のように、責任の所在を一義的に決定していた超越的な規範は、ポストモダンあるいは後期近代社会においてはも

はや存在しえない¹³⁾。そのような超越的な規範に依らない、普遍的な責任の原理は存在しうるのだろうか。次節以降では、その可能性について検討していきたい。

4. 社会的責任論

近年、社会福祉学において、「公的責任」の概念が再考されつつある。中村（2010）によれば、従来の社会福祉における「公的責任」の概念は、「生活が困難な状況の人々の要求（申請や相談）に対して、責任主体である国が、憲法第25条の生存権保障を根拠に、その要求に応えることであり、応えなければ国が果たすべきことをしていないと責めを負うこと」（中村 2010: 9）を意味していた。このことから、従来の「公的責任」の概念においては、責任を負うべき主体は国家であったことが分かる。それに対して中村は、行政の「公的責任」の遂行における個人の役割を重視する秋元美世（2007）の議論を継承・発展させ、政府、市民、自己の三者全てが、自己責任が問われる状況の人の呼びかけに対して応える責任を負っているという「新しい公的責任」のモデルを提示している。この中村の「新しい公的責任」モデルで着目すべきであるのは、責任の主体として自己でも政府でもない、「市民」が含まれている点であろう。というのも、このモデルにおいては、市民すなわち個人が、自己の抱える問題だけではなく、他者の困難な状況に対しても責任を負うことになっているからである。

以上の公的責任論における責任の捉え方が、これまで見てきた責任の「行為－因果モデル」とは異なるものであることは明白であろう。というのも、これまで見てきた責任の「行為－因果モデル」の特徴の一つは、「私のなした行為の結果については私が責任を取らなければならない（すなわち私がなしていない行為の結果について責任を取らなくてもよい）」という点にあったからである。しかし、私たちが自らの行為の結果とは無関係な他者の状況に対しても責任を負わなければならないのだとしたら、それはどのような責任の原理に基づくのだろうか。また、そのような原理は「行為－因果モデル」のオルタナティブとして普遍的たりえるのだろうか。本節ではR・グディンの社会的責任論を参照することで、これらの点について考察したい。

4-1. 傷つきやすさを避けるモデル

責任という言葉が用いられる典型的な例の一つとして、「親の子に対する責任」という用法を挙げることができる。責任の「行為－因果モデル」によって、親たちに子供の育児・世話を引き受けることを要請することができるだろうか。おそらく因果関係の捉え方によっては、子供に関する責任の大部分を親に帰属させることは可能なはず——前章において北田（2003）の議論で確認したように、どのような責任も、コミュニケーションによって生じうる——だが、それが現に成立している全ての「親の子に対する責任」の根拠となりうるかは少なくとも議論が分かれるところだろう。

グディン（Goodin 1985）もまた、「行為－因果モデル」——グディン自身は「契約モデル」と

という言葉を用いている——は家族関係に代表される「特別な責任」を説明しえないという点を指摘する。そしてグディンは、「行為-因果モデル」に代わる責任の原理として、「傷つきやすさを避けるモデル」(vulnerability model)を提唱する¹⁴⁾。「傷つきやすさを避けるモデル」の原則は、以下の通りである。

Aの権利がBの行為や選択によって傷つきやすい状況に置かれている場合、BはAの権利を保護する特別な責任を負う。この責任の強弱は、BがAの権利にどの程度影響を与えるかに厳密に依っている。(Goodin 1985: 118)

この原則にしたがえば、親が子供に対する重い責任を負うのは、自らの行為や選択が子に大きな影響を与える——子供を傷つけることもできるし、被害から守ることもできる——立場にあるからである¹⁵⁾。同様に、私の足下で誰かが溺れていることを目の当たりにした私の責任は、助けに行けないような遠い対岸で誰かが溺れている場合よりも重いということになる。ただし、本稿にとって重要であるのは、当該原則におけるAの立場に誰がなるのか、その必然性はどこにあるのかという点であろう。

この点に関して、グディンは責任(responsibility)と義務(duty)を以下のように区別している。グディン(Goodin 1986)によれば、義務はある行為を命令するのに対して、責任はある結果を導くことを命令する。よって、「Aに責任があるという状態は、行為に言及しているわけでは全くないし、実際には行為主体に言及しているわけでもない」(Goodin 1986: 51)という。これはすなわち、たとえばAが「飼い犬を養う」という責任を果たすにあたって、飼い犬をA本人が世話してしようが、別のBが世話してしようが、犬が他の場所から自力で餌を獲ってきてしようが、結果として飼い犬が養われてさえいれば問題はないということの意味する。このように、責任は帰結主義的に判断される概念であるがゆえに、複数の者によって分有可能であるという性質を持つことになる。

責任の帰結主義的な性質によって、「傷つきやすさを避けるモデル」では、必ずしも出来事の原因とみなされる行為者が責任を負うわけではなく、責任を果たすことが可能である者であれば誰もが責任を負うべき主体となる。この点について、岡野八代は次のような例を挙げて説明している。

たとえば、因果論的なモデルでは、母親や父親は子をもつという決意を最初に¹⁶⁾したのだから、その行為の帰結としての子の養育に責任があるとされるが、「傷つきやすさを避けるモデル」からすれば、どのような経緯があつたにせよ、もし母親や父親が最終的に¹⁷⁾その子の養育の責任を果たせるのであれば、彼女たちが「特別な責任」を果たすのが合理的だとする。だが逆に、子を養育する責任を、もし母親や父親が最終的に果たせない場合は、なんらかの形で、子に対する危害を避けるための責任を果たし得る者が果たす方がよい、と考える。

(岡野 2012: 180)

このように、「傷つきやすさ」を避けるモデルでは、責任は個人の傷つきやすさを避ける能力に応じて、配分されたり、分有されたりすることになる。以上のグディンの責任の捉え方は、責任が私たちの意志とは無関係に、「たいてい私たちに偶然降りかかってくる」(Goodin 1985: 133) という現実を説明するものであるといえるだろう。

4-2. 可能性と限界

グディンの「傷つきやすさを避けるモデル」は、本章の冒頭で述べた、「私たちが自らの行為の結果とは無関係な他者の状況に対しても責任を負わなければならない」という公的責任論の主張の根拠となりうる原理であるといえる¹⁶⁾。グディンも述べるように、「傷つきやすさを避けるモデル」においては、家族や友人などに対する責任は「結局のところ本当は何ら特別なものではない」(Goodin 1985: 145)。それゆえ、同モデルにおいては、「傷つきやすさ」を避けるという配慮の対象を、私とは無関係な他者にまで拡張することができるのだ。さらに、グディン(Goodin 1985)では、「傷つきやすさを避けるモデル」は、契約モデル——本稿における「行為-因果モデル」——を包摂するものとして設定されている。

では、この「傷つきやすさを避けるモデル」とそれに基づく社会的責任論は、「行為-因果モデル」に代わる原理として有効に機能しうるのだろうか。たしかに、同モデルが徹底されさえすれば、因果関係に基づいて出来事の原因となった行為者を追及し、責任の所在を限局しようとする「帰責ゲーム」は解消されるだろう。ただし、他者が私の行為によって傷つきうる可能性に晒されたときに、偶然にも私に降りかかってくる責任を、私が積極的に担うことは果たして可能なのか。この点について、岡野の批判的射を射ている。「他者を傷つけやすい立場に置かれてしまったという事実をもって、果たして、傷つきやすい者に対する責任が発生するといつてよいのか、そうってしまうことは、人びとの能力を越え、逆に、ある種の犠牲を課すことにならないのか」(岡野 2012: 183)。

もしも、そのような「犠牲」すなわち負担を受け入れて、仕方なく担われるのが責任の主なあり方となってしまったとしたら、結局のところ、新たな「帰責ゲーム」が生じてしまう可能性がある。すなわち、「行為-因果モデル」から「傷つきやすさを避けるモデル」へと移行しても、それは「出来事の原因となった行為者は誰か」という追求から、「出来事を解決できるのは誰か」という追求へと、議論の位相が変わるだけの結果に終わることが危惧されるのだ。後者の形式の議論は、たとえば現代社会においては「親の介護」の問題において頻繁になされることになる。親の介護が可能なのは誰か——私なのか、私の兄弟なのか、親の配偶者なのか、それとも介護専門職などの外部のエージェントなのか——という問題に答えを与えることが容易ではないのは現状を見るかぎり明らかである。このとき、「傷つきやすさを避けるモデル」は、単なる「行為-因果モデル」の変種に過ぎないということになってしまうだろう。

5. 責任帰属の研究から〈責任実践〉の研究へ

「傷つきやすさを避けるモデル」をそのまま実践しようとする、以上のような問題が存在することが明らかである。ただし、このような責任の帰属をめぐる問題によって、同モデルによる提案が全て否定つくされるわけではないだろう。よって本稿では最後に、同モデルにおいて提起された、責任がときに自己の意志や因果関係にかかわらず偶然に降りかかってくるという捉え方の可能性を展開してみたい。このような責任の性質は、K・ヤスパースの「形而上学的な罪」の概念においても見出すことができる。ヤスパースによれば、「形而上学的な罪」とは、以下のような根源的な罪責感を指すものである。

そもそも人間相互間には連帯関係というものがあり、これがあるために人間は誰でも世のなかのあらゆる不法とあらゆる不正に対し、ことに自分の居合わせたところとか自分の知っているときに行われる犯罪に対して、責任の一半を負わされるのである。(Jaspers 1946=1998: 49)

このような責任の原理的な遍在性を認めるのであれば、「責任のインフレ」は理論上は問題とはならないだろう。そして、その際に責任をめぐる考察の主題は、これまで主に議論されていた責任帰属の問題から、責任の実践の問題へと転換される必要があるのではないかと¹⁷⁾。つまり私たちは、「誰に責任があるのか」という問題から、「何をもって責任を果たした（応答した）ことになるのか」という問題へと、考察の主題を移行すべきなのではないだろうか。以上の「転換」を踏まえたくて、本章では「傷つきやすさを避けるモデル」を再考すると共に、今後の実証研究の方向性を示すことで、本稿を閉じることにしたい。

5-1. 「傷つきやすさを避けるモデル」再考

「傷つきやすさを避けるモデル」の問題は、他者が傷つくことを避けるという責任がときに重過ぎるがゆえに、その責任の帰属先——他者が傷つくことを防ぐのが可能な者は誰か——めぐって新たな「帰責ゲーム」が生じてしまう点にあった。よって、「傷つきやすさを避けるモデル」は、自らの原則によって責任者とみなされる者が傷つくことを避けるために、別の原理ないしはシステムを必要とすることになる。

ところで、ある者の「傷つきやすさ」に対して私が責任を負っているとき、その者が傷つくかどうかは私の選択に委ねられていると言ってもよいだろう。場合によっては、私の選択に他者の命がかかっているということもありうる。実際に、乳幼児の世話や、「寝たきり」の高齢者の介護といったケースは、私たちが他者の命を扱うような職業を主体的に選択しなくとも、ときに私が他者の命を左右してしまう状況に身を置かれることを示している。その一方で、このような状況で私に他者に対する責任が存在するのであれば、同様に私の選択もその他者の存在によって大

大きく左右されることになる。責任者はその他者が傷つくことを避けなければならないために、責任者にとってその他者の存在はいわば「人質」として機能することになるからだ。

さらに、このような責任が一人によって担われるとしたら、それは責任者の負担過多という観点のみならず、他者の傷つきやすさを避けるという観点でも非合理的であるということになる。傷つきやすい者の安全が一人の責任者に依存している場合、その一人との関係が何らかの原因で消失すると、直ちに傷つきやすい者が危険に晒されることになるからである。また、仮にそのような事態が実際には起こらなかったとしても、そのような想定自体がリスクとして浮上することになるだろう。

以上のような、一人が単独で「傷つきやすさを避ける」責任を担うことに伴う問題を避けるためには、「傷つきやすさを避けるモデル」が想定していた責任の分有のあり方——責任者が責任を果たせない場合に、代わりに別の者が責任を果たす——よりも積極的な責任の分有が必要になるのではないか。すなわち、責任者たちは、責任を果たすために複数の者と互いの責任を分有し合うことが必要となるのではなかろうか¹⁸⁾。

5-2. 今後の研究に向けて

しかし、ここで問題となるのは、責任を分有することを、「責任を果たす」ことの一部としてみなすことができるのかどうかであろう。仮に「傷つきやすさを避けるモデル」を採用しない場合でも、この点は重要な問題となる。瀧川裕英（2003）によれば、責任を負うことは、責任を問う者にとっても問われる者にとっても、かなりの重みと痛みを要するという。「責任実践はしばしば辛い実践である。責任実践に随伴するこのような負担は、それ自体として責任実践の遂行を脅かす契機となりうる」（瀧川 2003: 6）。このような重い責任実践を遂行する——応答する——ために、お互いの責任を複数の者と分有しようとすることは、ごく自然な発想であるといえよう。しかし、自らに課された責任の一部あるいはそれ以上を他者に委ねてしまうことは、無責任な態度であるという誇りを受けかねない。では、自らが責任を果たすための責任の分有と、責任からの逃避を規範的に区別することは可能なのだろうか。あるいは、「責任ある態度」と「無責任な態度」を区別する条件とは何なのだろうか。

この点に関して、私たちが実際に何をもって責任を果たした（応答した）とみなしているのかを確認することは、問題を考察する一助となることだろう。ところで、平井順（2003）によれば、これまで責任の営為について実証的に多くを明らかにしてきたのは、社会心理学の帰属研究であった。F・ハイダーによって提唱された帰属研究は、出来事の結果や原因が人々の解釈によって誰にどのように帰属されるのかを明らかにすることにその特徴がある。けれども、本稿でこれまで見てきた現代社会における責任の問題に対処し、遍在する責任を私たちが担うための倫理を構築するためには、責任を負う者たちの応答のあり方、すなわち責任の実践に関する社会学的な研究も重要になるのではないか。責任を担うということは、形式的な義務を果たすことに還元しつくされるのだろうか。また、出来事の責任を負うということは、罪に対する罰を受けることに

尽きるのだろうか。そして、それらは時代や社会によっていかに規定されているのか、あるいはされていないのか。

これらの責任実践に対する社会的な問いは、現に成立している私たちの行為や人間関係の観察を通して実証的に明らかにされる必要があるだろう。たとえば、私たちが現に所属しているコミュニティや親密な関係から離脱しないのは、それ自体がある種の責任の実践（応答）である可能性もあるのだ¹⁹⁾。このような実証研究を経てはじめて、私たちが責任を果たすための、新たな責任の倫理を規範的に構想することが可能となるはずである。

注

- 1) 桜井哲夫（1998）によれば、英語の responsibility は 18 世紀後半から末にかけて西欧で使われ始めた新しい言葉である。その語源は、response（反応、応答、回答）と同じで、ラテン語の respondeō（保証する、応答する）の完了分詞中性形 responsum に由来する。
- 2) 大庭の説明でも見られるように、責任の概念は、人の態度を示すものとしてもしばしば用いられる。そのような責任の用法を用いた社会学者としては、M・ウェーバーを挙げることができるだろう。ウェーバー（Weber 1919=1980）は『職業としての政治』の講演において、心情倫理と責任倫理とを区別し、政治家のあるべき態度は後者であると述べている。
- 3) 瀧川（2003）が指摘するように、責任の概念の難解さの要因の一つはその多義性にある。たとえば、「親の子に対する責任」と「人を殺した責任」と「社会人としての責任ある態度」の三つの例における責任の意味は、それぞれ同一であると言えるだろうか。この点に関して、責任論を展開する多くの論者たちは、責任概念を適切に分類することに努めてきた。代表的な分類としては、たとえば H・L・A・ハート（Hart 1968）の Role-Responsibility・Causal Responsibility・Legal-Liability Responsibility・Capacity-Responsibility の四類型を挙げることができる。ただし、種々の責任概念の意味は、どこかで通底し合っているはずであり、そうでなければ、同じ責任という言葉を用いる意義はなくなってしまおうだろう。なお、本稿の目的はそうのように責任概念を細かく類型化することにはないので、多様な責任概念の用法にできるかぎり対応可能であるような、単一の定義を使用している。
- 4) 蓮尾浩之（2012）が指摘するように、2011 年の東日本大震災における原発事故は、仮に選択主体が誠実に「責任を引き受ける」と考えていたとしても、背負いきれないリスクが存在するという事実を改めて明らかにしたといえるだろう。
- 5) 1998 年に書かれた桜井哲夫の論考では、「最近、『自己責任』という言葉が、『妖怪』のごとく日本社会をさまよっている気がしてなりません」（桜井 1998:7）と述べられており、この頃から「自己責任」という言葉が一般化しつつあったことが分かる。また、吉崎（2015）によれば、この「自己責任」の思想の萌芽は 1980 年代における「自己決定」の思想の広がり——医療におけるインフォームド・コンセントや、性や生殖における女性の意思自由の要求など——にあった。しかし、1980 年代の時点での「自己責任論」はいわば「おずおずと」提出されたものであり、「自己決定」の要求においても「自己責任」が議論の焦点であったわけではなかったという。
- 6) 吉崎（2015）によれば、近年においてここまで極端に「自己責任論」が流行しているのは日本だけであるという。ただし、I・ヤング（young 2011=2014）によれば、1990 年代におけるアメリカ合衆国の福祉改革を牽引したのは「自己責任論」であったという。このことから、「自己責任論」の流行が、日本社会においてのみ見られる傾向ではないことが分かる。

- 7) ベックもまた、リスク社会について「責任の所在を明らかにするということが、すなわち因果関係に基づき、責任をとるという既存の規則が、機能しなくなってしまう」（Beck 2002=2010: 100）と述べている。
- 8) 北田（2003）によれば、同定理論では行為の内在的な性質と行為の単位性はセットで扱われるので、行為の意図によって、行為は区別されることに——すなわち異なる行為として記述されることに——なる。ただしその場合、たとえば「A氏の自殺」と「A氏はビルから飛び降りたこと」という二つの記述が指しているのは、別の出来事なのか、という問題が生じることになるという。つまり、同定理論は、同一の出来事がコミュニケーションによって様々な解釈がなされるという点を分析の前提とはしていないのである。
- 9) 構成主義的な責任論をつきつめると、「ユダヤ人の災厄はユダヤ人自身に、わが子に対する私の虐待の責任は私の親にある」（北田 2003: 64）ということになってしまう。
- 10) 小坂井（2008）が述べる「集団責任」は、collective responsibility と同一の概念であると捉えても良いだろう。「集会的責任」あるいは「団体責任」とも訳されるこの概念は、「個人が有責任がないにも拘わらず、ある集合体に属するという理由で、個人が負う負担責任」（瀧川 2003: 42）を意味する。
- 11) この問題に関して、たとえば大庭（2005）は、個人の同一性と集団の同一性に共通点を見出すことで、集団もまた責任を担う主体となりうることを、そして集団内のメンバー各自がその集団の責任を負わなければならないことを説明している。
- 12) 「行為-因果モデル」を発展させる方向性は、政治的な文脈における構造的不正義への対処という目的においても限界を抱えている。この点については、ヤング（young 2011=2014: 145-55）において詳細に論じられている。
- 13) 小坂井（2008）によれば、神という超越的な権威に依拠できない近代人にとっては、責任の根拠は個人に内在的なものとならざるをえない。「殺人を犯す者がいる。なぜ彼は罰せられるのか。社会が罰を要請するからだ」とアリストテレスは答える。神がそれを欲するからだ」とキリスト者は言う。しかし近代個人主義に生きる我々はそのような答えでは満足できない」（小坂井 2008: 159）。
- 14) 本稿では、グディンの社会的責任論を論じるにあたって、岡野（2012）を参照している。よって、vulnerability model に関しても岡野（2012）の訳語「傷つきやすさを避けるモデル」を採用した。
- 15) このグディンの親の子に対する責任の説明は、H・ヨナスの責任論に通じる部分がある。ヨナス（Jonas 1979=2000）によれば、責任の倫理の原型は親の子供に対する責任にあるが、そのような責任が生じるのは親が子供の生存に対して圧倒的に優位な立場にあるからだという。ただし、ヨナスは、損害賠償のように過去の行為の帰結に対して生じる責任と、親の子の生存に対する責任のようにこれからなされるべき何かに対する責任とを区別して扱っている。この点が、「傷つきやすさを避けるモデル」を用いて責任の「行為-因果モデル」をも包括して説明しようとするグディンと、ヨナスの責任論との相違の一つであるといえるだろう。なお、本稿では「行為-因果モデル」のオルタナティブを構想するという当面の目的のために、「行為-因果モデル」を包括するものとして提起されているグディンの責任論の方を取り上げた。
- 16) 実際に、Goodin（1985: 135-44）は「傷つきやすさを避けるモデル」を拡張することで、個人に対する集団の責任を説明し、さらには個人に対する同じ集団に所属する他者の責任を説明している。
- 17) この本稿の主張は、瀧川（2003）の「応答責任論」に通ずるところがある。瀧川によれば、現に営まれている責任実践には、「負担の分配・帰属」に還元できない「何か」が存在しており、この「何か」を捉えるためには、責任を問い責任に答える過程を責任の中心的理念とする「応答責任論」が優位になるという。ただし、瀧川の応答責任論では、「なぜそのようなことをしたのか」という問いに

対して主体が応答することが責任実践のパラダイムとして位置付けられている。この点で、瀧川の応答責任論は、「行為-因果モデル」のオルタナティブを探求することを目的とする本稿とは構想を異にしている。

- 18) 現時点では暫定的な構想に止まるが、ここで言うところの責任の積極的な分有とは、具体的な複数人の他者と責任を負担し合うことを想定している。すなわち、他者を傷つきやすさから避けるための私の行為を複数の者に協力してもらうのと同時に、私もその者たちの同様の行為に対して協力することになる。このような責任の分有のあり方は「帰責ゲーム」のような責任の押し付け合いではなく、むしろ互酬関係に近いものとなるだろう。また、この責任の分有のあり方は、具体的な複数人の他者と責任を負担し合うという点で、多数の匿名的な他者に責任を負担してもらう保険制度とも異なるものである。
- 19) よって、私たちの人間関係から離脱する／しないという選択も、ある種の責任実践をともなった行為として捉え直すことができるかもしれない。

参考文献

- 秋元美世、2007、「社会福祉『基礎構造改革』と公的責任——行政責任の問題をめぐって」『福祉政策と権利保障——社会福祉学と法律学との接点』法律文化社、90-107。
- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (=1998、東廉・伊藤美登里訳『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版社。)
- , 2002, *Das Schweigen der Wörter*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (=2010、島村賢一訳『世界リスク社会論——テロ、戦争、自然破壊』筑摩書房。)
- Fauconnet, Paul, [1920] 1928, *La responsabilité: étude desociologie*, Paris: Alcan.
- Goodin, Robert E., 1985, *Protecting the Vulnerable: A Reanalysis of Our Social Responsibilities*, The University of Chicago Press.
- , 1986, "Responsibilities," *The Philosophical Quarterly*, 36 (142): 50-6.
- Hart, Herbert L. E., 1968, *Punishment and Responsibility: Essays in the Philosophy of Law*, Oxford University Press.
- 蓮尾浩之、2012、『ハンス・ヨナス——震災以後の社会で果たすべき責任とは』大澤真幸編『3・11後の思想家25』左右社。
- 平井順、2003、「責任概念の変容——義務の二類型から帰属理論・サンクション論を再考する」『ソシオロジ』48 (1): 3-19。
- Jaspers, Karl, 1946, *Die Schuldfrage*, Heidelberg: Lambert Schneider. (=橋本文夫訳、1998、『戦争の罪を問う』平凡社。)
- Jonas, Hans, 1979, *Das Prinzip Verantwortung: Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (=2000、加藤尚武訳『責任という原理——科学技術文明のための倫理学の試み』東進堂。)
- 北田暁大、2003、『責任と正義——リベラリズムの居場所』勁草書房。
- 小坂井敏晶、2008、『責任という虚構』東京大学出版会。
- 丸山眞男、1964、『現代政治の思想と行動』未來社。
- 中村剛、2010、「福祉思想としての新たな公的責任——『自己責任論』を超越する福祉思想の形成」『社会福祉学』51 (3): 5-17。
- 成田和信、2004、『責任と自由』、勁草書房。

- 岡野八代、2012、『フェミニズムの政治学』みすず書房。
- 大庭健、2005、『「責任」ってなに?』講談社。
- 大澤真幸、2015、『自由という牢獄 — 責任・公共性・資本主義』岩波書店。
- 桜井哲夫、1998、『〈自己責任〉とは何か』講談社。
- 高谷幸、2012、「責任」大澤真幸・吉見俊哉・鷺田清一編『現代社会学辞典』弘文堂、781-2。
- 瀧川裕英、2003、『責任の意味と制度 — 負担から応答へ』勁草書房。
- Weber, Max, 1919, *Politik als Beruf*, München: Duncker & Humblot. (= 1980、脇圭平訳、『職業としての政治』岩波書店。)
- 吉崎祥司、2014、「『自己責任論』をのりこえる — 連帯と『社会的責任』の哲学」学習の友社。
- Young, Iris M., 2011, *Responsibility for Justice*, Oxford: Oxford University Press. (= 2014、岡野八代・池田直子訳、『正義への責任』岩波書店。)

[付記] 本研究は JSPS 科研費 15J07152 の助成を受けたものです。